第三十八条の見出し	登録安全統括管理者講習機関登録簿	登録運航管理者講習機関登録簿
第三十八条	法第三十二条の二十七第三項第四号	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十七第三項第四号
第四十条第一項	法第三十二条の二十八	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十八
第四十一条	法第三十二条の二十九第一項の登録の更新	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十九第一項の登録の更新
	「法第三十二条の二十七第一項各号	「法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十七第一項各号
	法第三十二条の二十九第二項	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十九第二項
	「法第三十二条の二十七第二項各号	「法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十七第二項各号
	「法第三十二条の二十七第三項第四号	「法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十七第三項第四号
第四十二条	法第三十二条の三十	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十
第四十二条第一号及び第四号並びに第四十三条第六号	安全統括管理者講習管理者	運航管理者講習管理者
第四十三条	法第三十二条の三十一第二項	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十一第二項
第四十三条第五号及び第四十四条第一項第三号	安全統括管理者講習修了証明書	運航管理者講習修了証明書
第四十四条	法第三十二条の三十二	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十二
第四十五条、第四十八条及び第四十九条第二項第一号	法第三十二条の三十六	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十六
第四十五条	法第三十二条の三十二	同項において準用する法第三十二条の三十二
第四十六条	法第三十二条の三十三第二項第三号	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十三第二項第三号
第四十七条	法第三十二条の三十三第二項第四号	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十三第二項第四号
第四十九条及び第五十条第一項	法第三十二条の三十八第一項	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十八第一項
第四十九条第二項第二号及び第三号	法第三十二条の三十七	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十七

第五章　雑則

（手数料）

第五十二条　次の各号に掲げる者に係る法第四十五条の三第一項の国土交通省令で定める額は、当該各号に定める額とする。

一　法第四十五条の三第一項第一号に掲げる者　千七百円

二　法第四十五条の三第一項第二号に掲げる者　六百八十円

三　法第四十五条の三第一項第三号に掲げる者　一万八千二百円

四　法第四十五条の三第一項第四号に掲げる者　千三百五十円

五　法第四十五条の三第一項第五号に掲げる者　八千七百円

六　法第四十五条の三第一項第六号に掲げる者　千七百円

七　法第四十五条の三第一項第七号に掲げる者　六百八十円

八　法第四十五条の三第一項第八号に掲げる者　一万八千二百円

九　法第四十五条の三第一項第九号に掲げる者　千三百五十円

十　法第四十五条の三第一項第十号に掲げる者　八千七百円

（職権の委任）

第五十三条　海上運送法施行令第四条第一項第二号に掲げる職権を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一　法第三十二条の三第一項の規定による安全統括管理者資格者証の交付にあっては、その交付を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）

二　法第三十二条の五第二項の規定による安全統括管理者資格者証の有効期間の更新にあっては、その更新を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）

三　法第三十二条の六の規定による安全統括管理者資格者証の返納の命令にあっては、その返納の命令の対象となる者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）

四　法第三十二条の七第一項の規定による運航管理者資格者証の交付にあっては、その交付を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）

五　法第三十二条の九第二項の規定による運航管理者資格者証の有効期間の更新にあっては、その更新を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）

六　法第三十二条の十の規定による運航管理者資格者証の返納の命令にあっては、その返納の命令の対象となる者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）

附　則

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。